

# NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。ぜひご利用ください。

(平成22年度版)

職員宿舎、教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付	1
平成22年度高知県地域ケア体制整備推進事業 (平成22年度高知県地域ケア体制整備推進事業費補助金)	2
高知県自殺対策強化事業	4
22年度ソーレ・えいど事業	6
平成22年度人権ふれあい支援事業	7
移住促進事業(高知県移住促進事業費補助金)	8
こうち商業振興支援事業	9
農業創造人材育成事業	10
ふるさと雇用再生土佐茶普及推進拠点整備事業	11
豊かな環境づくり総合支援事業	12
生き生きこうちの森づくり推進事業	13
森林保全ボランティア活動推進事業	14
山の一日先生派遣事業	15
こうち山の日推進事業	16
幼少期における感動体験モデル事業	17
家庭教育支援基盤形成事業	18
こうち出合いのきっかけ応援事業	19

## お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

## 別紙調書

### NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	職員宿舎、教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的	高知県職員住宅、教職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
公開時期	宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで公開。  ○職員宿舎：総務部職員厚生課のホームページ <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111001/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111001/</a>  ○教職員宿舎：教育委員会総務福利課のホームページ <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/hukurikousei.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/hukurikousei.html</a>
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままでの貸し付けになります。『住居』としての使用や、短期間（およそ一ヶ月以内）の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	○職員宿舎 総務部職員厚生課 電話：088-823-9168 FAX：088-823-9206 メールアドレス <a href="mailto:111001@ken.pref.kochi.lg.jp">111001@ken.pref.kochi.lg.jp</a>  ○教職員宿舎 教育委員会総務福利課 電話：088-821-4905 FAX：088-821-4725 メールアドレス <a href="mailto:310601@ken.pref.kochi.lg.jp">:310601@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成22年度高知県地域ケア体制整備推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	市町村、社会福祉協議会、医師会、活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体、その他の任意団体(以下「補助事業者」という。)が、自主的及び主体的に実施する在宅生活支援活動を支援することによって、その地域の特性をいかした地域ケア体制整備の推進の確立を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助事業者が実施する地域ケア体制整備の推進に効果が認められる次の事業とする。ただし、国や県の他の補助事業の採択要件を満たす事業については、原則として対象としない。</p> <p>(1)在宅医療と在宅介護の連携強化事業  (2)在宅医療の充実・強化事業  (3)在宅介護の充実・強化事業  (4)高齢者の日常生活を支えるための見守りなどの仕組みづくり事業  (5)高齢者の住まいの確保と充実事業  (6)認知症対策の推進事業</p> <p>なお、平成21年度採択事業の継続事業を優先採択事業とする。</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>以下の(1)～(4)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)市町村(地方自治法第284条に規定する広域連合を含む。)  (2)社会福祉協議会  (3)医師会  (4)活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体、その他の任意団体で、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。</p> <p>①県内で不特定かつ多数の利益の増進を目的とした活動を行っている特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体であること。  ②特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第29条第1項に規定する事業報告書等の所轄庁への提出を行っていること。  ③任意団体にあっては、会規約及び会計処理の手続等が定められており、今後も継続的な活動が行われると見込まれること。  ④宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。  ⑤暴力団でないこと。又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p>

<p>補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)</p>	<p>(1)補助対象経費の基本額 補助事業者ごとの補助の限度額、補助率は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 259 1367 474"> <thead> <tr> <th>補助事業者</th> <th>限度額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村の場合</td> <td>上限 500千円 下限 原則として200千円</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>市町村以外の場合</td> <td>上限 1,000千円 下限 原則として200千円</td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)補助対象経費 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、扶助費</p>	補助事業者	限度額	補助率	市町村の場合	上限 500千円 下限 原則として200千円	10分の10	市町村以外の場合	上限 1,000千円 下限 原則として200千円	10分の10	
補助事業者	限度額	補助率									
市町村の場合	上限 500千円 下限 原則として200千円	10分の10									
市町村以外の場合	上限 1,000千円 下限 原則として200千円	10分の10									
<p>申請手続き・申請時期</p>	<p>(1) 補助事業者が交付の申請書等の提出を行う担当課(所)は、下記のとおりとする。</p> <p>①事業の活動範囲が以下の福祉保健所のうち1箇所と想定される場合 【担当】活動地域を管轄する福祉保健所</p> <table border="1" data-bbox="435 907 1423 1326"> <tbody> <tr> <td>安芸福祉保健所</td> <td>室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村</td> </tr> <tr> <td>中央東福祉保健所</td> <td>南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村</td> </tr> <tr> <td>中央西福祉保健所</td> <td>土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村</td> </tr> <tr> <td>須崎福祉保健所</td> <td>須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町</td> </tr> <tr> <td>幡多福祉保健所</td> <td>宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町</td> </tr> </tbody> </table> <p>②事業の活動範囲が、高知市又は複数の福祉保健所にわたると想定される場合 【担当】高齢者福祉課(内容により、福祉保健所とする場合がある。)</p> <p>(2) 募集時期 随時(概ね8月頃まで受付)</p>	安芸福祉保健所	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	中央東福祉保健所	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村	中央西福祉保健所	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	須崎福祉保健所	須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町	幡多福祉保健所	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
安芸福祉保健所	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村										
中央東福祉保健所	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村										
中央西福祉保健所	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村										
須崎福祉保健所	須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町										
幡多福祉保健所	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町										
<p>その他留意事項</p>	<p>応募に必要な書類:各福祉保健所又は高齢者福祉課にご連絡いただければ対応させていただきます。</p>										
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域福祉部 高齢者福祉課 地域ケア体制整備推進チーム 担当者名 西山 電話 088-823-9681 FAX088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp</p>										

## 別紙調書

### NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県自殺対策強化事業
事業種別	補助事業
事業の目的	現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県内における自殺対策を緊急に強化するため、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む市町村及び民間の団体の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を緊急に強化する。
補助(委託等)対象事業の概要	①対面型相談支援事業 ②電話相談支援事業 ③人材養成事業 ④普及啓発事業 ⑤強化モデル事業  詳細は別紙のとおり
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村及び民間の団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率:定額(10分の10) ただし、民間の団体については、1団体100万円を上限とする。  次に掲げる経費は、補助の対象としない。 各府省が実施する国庫負担(補助)制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助をされている事業
申請手続き・申請時期	募集期間:5月下旬～6月(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部障害保健福祉課 担当者名 光内 真紀 電話 088-823-9669 FAX 088-823-9260 メールアドレス <a href="mailto:060301@ken.pref.kochi.lg.jp">060301@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別表（第2条、第3条関係）

事業メニュー	事業の内容	補助対象経費	補助率
1 対面型相談支援事業	関係行政機関、民間団体、医療機関等が幅広く連携し、自殺対策に資するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者等の専門家を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談又は心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う「包括支援相談」の開催及び相談窓口の設置、充実等相談支援体制の強化を図るための事業	相談事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、相談室等の改修工事費、備品購入費、図書購入費、委託料並びに補助金	定額（10分の10）とする。ただし、民間の団体については、1団体10万円を上限とする。
2 電話相談支援事業	関係行政機関又は民間団体で実施する電話等による相談事業について、電話番号の共通化、フリーダイヤルの設置、24時間対応、必要な設備、備品の充実強化等心の悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するための事業	電話相談事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、相談室等の改修工事費、備品購入費、図書購入費、委託料並びに補助金	
3 人材養成事業	行政機関の相談担当者、民間ボランティア等自殺対策にかかわる多様な分野に携わる人材を緊急に養成するための事業 （1）自殺の危険性の高い人を早期に発見し適切な対応を行うため、人材養成を担う指導員の養成及びその指導員が講師となつて行うゲートキーパー養成研修会の実施 （2）自殺を考えている人、自殺未遂者等の自殺の危険性の高い人、自死遺族等に相談支援を行う人材を養成するための研修の実施等	研修会の開催に必要な報償費、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料並びに補助金	
4 普及啓発事業	住民一人ひとりが自殺予防のために行動（「気づき」、「つながり」及び「見守り」）ができるようにする等広報啓発を強力に実施するための事業（新聞、テレビ、ラジオ等による広報、パンフレットの作成及び配布、シンポジウム、講演会の開催等）	広報啓発の強化に必要な報償費、賃金、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料並びに補助金	
5 強化モデル事業	1から4までに掲げる事業メニュー以外で市町村及び民間の団体が独自に取り組む次の事業 （1）自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援 （2）自殺のハイリスク者に対する支援の実施及び支援体制の構築 （3）自殺のハイリスク地におけるパトロール、フェンス及び看板の設置等 （4）自殺を考えている人への一時的避難場所（シェルター）の提供等 （5）その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業	強化モデル事業の実施に必要な経費とするが、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。	

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	22年度ソーレ・えいど事業
事業種別	補助事業
事業の目的	団体・グループが男女共同参画社会を推進するために実施する、県民を対象とした事業の費用を助成する。
補助(委託等)対象事業の概要	「男女共同参画社会の実現に資する、広く県民を対象に実施する各種講演会、講座、調査研究等」 例えばー①性別で役割を固定的にとらえる意識やDVなどの人権侵害をなくするため ②男性も女性も、その個性と能力を十分発揮できる環境を整えるため ③職業生活と家庭・地域生活との両立を支援するため など
補助(委託等)対象事業者の種類	次の要件を全て満たす団体等 ①県内を拠点として活動をしている団体等 ②事業を確実に実施できる体制等を備え、運営、実施、報告まで責任を持つて行える団体等 ③男女共同参画社会の実現に資する活動を行おうとする団体等 ④政治、宗教、営利を主たる目的にした団体等でないこと ⑤適正な会計、経理を実施し、報告できる団体等であること ⑥申請団体等の会則又は会則に準じるものを提出できる団体等であること
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	※ 助成対象経費の10分の8以内で、一団体30万円を超えない ※ 助成対象経費は、助成対象事業に直接要する経費とし、次に掲げる経費を除く ①団体等の固定的・経常的経費(団体等の役職員に係る人件費・団体事務所の家賃等)②助成対象事業以外の用途に転用可能な器具備品(パソコン・AV機器等)③講師等の土産代、懇親会費④団体等の役職員に対する諸謝金、報酬、その他これに類するもの⑤領収書等の証拠書類により、合理的・客観的に説明できない経費⑥その他助成対象事業に直接要しない経費
申請手続き・申請時期	<応募>5月1日～6月30日 <決定>7月24日(予定)のプレゼンテーションを含む面接審査を経て、決定
その他留意事項	<助成対象期間>22年8月1日～23年2月28日 <事業報告>事業終了後1ヶ月以内または平成23年2月28日のいずれか早い日までに事業実施報告書・収支決算書等を提出のこと
問い合わせ先	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 担当者名 田中、宮本 電話 088-873-9100 FAX 088-873-9292 ホームページ <a href="http://www.sole-kochi.or.jp/jyoho/default.htm">http://www.sole-kochi.or.jp/jyoho/default.htm</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

## 別紙調書

### NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成22年度人権ふれあい支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	さまざまな人権問題の解決を図るために、高知県内のNPOやボランティア団体などの民間団体が自主的に行う、県民の人権意識高揚を目的とした講演会等の事業を行う場合、その経費の一部を支援します。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>広く県民を対象に実施されるもので、次に該当する事業を対象とします。</p> <p>①講演会、研修会、シンポジウムなどの開催          ②啓発資料の作成・配布          ③ふれあい交流          ④体験活動          ⑤その他、人権啓発に明らかに寄与すると認められる事業          (他から補助を受けている事業や、団体内部の活動にとどまるものなどは対象外です)</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>応募資格：NPOやボランティア団体及び民間の団体等（PTA、町内会など地域で活動している団体や企業、事業所を含む）で、次の要件を満たしている団体とします。</p> <p>①県内を拠点として活動していること          ②政治団体、宗教団体でないこと          ③明確な会計、経理を実施、報告できること          ④支部等を有する団体は、県単位の連合体を1団体とすること          ⑤当該事業による支援を平成19～21年度の3年間連続して受けていないこと</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>補助率：支援対象経費（50万円を限度とする）の80%以内</p> <p>支援対象経費：          賃金、謝金（1人の講師に対する謝金は30万円まで）、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及び賃借料、その他必要な経費          （ただし、食糧費、備品購入費など支援対象外となる経費があります）</p>
申請手続き・申請時期	<p>募集期間：平成22年11月30日まで随時募集（平成22年度予算 3,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施予定日の2ヶ月前までに申請手続きを行ってください。</li> <li>・申請に基づき審査会等により支援の可否を決定します。</li> <li>・支援決定額の累計が予算を超えると見込まれる時点で募集を一旦停止します。</li> <li>・支援決定団体が、やむを得ない事情で支援を辞退した場合等、再度募集することがあります</li> </ul>
その他留意事項	<p>1 応募に必要な書類          (財)高知県人権啓発センターのホームページに掲載します。</p> <p>2 支援の決定までには2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。</p> <p>3 事業の詳細な内容については、(財)高知県人権啓発センターまでお気軽にお問い合わせください。なお、支援状況により対応できない場合がありますので、応募の際はあらかじめご連絡ください。</p>
問い合わせ先	<p>(財)高知県人権啓発センター 企画啓発担当 野村          〒780-0870 高知市本町4丁目1-37          TEL (088) 821-4681 FAX (088) 821-4440          E-mail center@kochi-jinken.or.jp</p>

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	移住促進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	2007年からはじまった団塊の世代の大量退職を好機と捉え、県外からの移住や中長期滞在、交流を促進し、地域の活性化につなげる。
補助対象事業の概要	移住や中長期滞在、交流の促進に効果が認められるソフト事業 ① 受入体制の整備(例 空き家調査、滞在施設の掘起し、移住支援団体の立ち上げ) ② 誘導策の実施(例 地元アンケートの実施) ③ PR活動の実施(例 移住相談会の開催、PRツールの作成) ④ その他、移住促進に効果が認められる事業 ※ハード事業は市町村のみが対象となります。
補助対象事業者の種類	①NPO ※ 高知県内に事務所を有する特定非営利活動法人または民間非営利の団体。 ②NPO、公益法人、民間企業、協働パートナー市町村等が構成員となった協議会等 ※ 民間企業のみが構成員となったものは除く。 ③市町村等 ※ 市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が構成員となった協議会も含む。
補助率・補助額・補助対象経費	(補助率) 定額 (補助限度額) 500千円 (補助対象経費) 上記事業に係る経費 ※ただし、役員・常勤職員の人件費(賃金・謝金)、事務所賃借料や光熱水費など経常的運営に要する経費、個人または団体に贈与される寄付金、他の団体に対する補助金、義援金及び飲食に係る経費は補助対象外。
申請手続き・申請時期	(申請手続き) 各団体から県へ直接申請 (申請時期) 随時
その他留意事項	
問い合わせ先	産業振興推進部 地域づくり支援課 担当者名 矢野 隆補 電話 088-823-9336 FAX 088-823-9258 メールアドレス iju@ken3.pref.kochi.lg.jp

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち商業振興支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	商店街等の空き店舗等を解消することにより、賑わいを創出するとともに、地域住民の生活の利便性を確保することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	①新規創業者が商店街等の空き店舗等を活用して行う、小売業、飲食業、サービス業 ②事業拡大者が商店街等の空き店舗等を活用して行う、小売業、飲食業、サービス業 ③商工団体等又はNPO法人が、新たに商店街等において行う観光情報発信基地、コミュニティ施設の設置の事業
補助(委託等)対象事業者の種類	①・② 個人、法人 ③ 商工団体等、NPO法人
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助対象経費】 改装費 【補助率】①・③ 補助対象経費の3分の2以内 ② 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】①・③ 1,500千円、② 1,000千円
申請手続き・申請時期	【申請時期】 随時
その他留意事項	対象となる空き店舗及び区域等がありますので、詳細については、下記までお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	商工労働部経営支援課 担当者名 音地、長岡 電話 088-823-9679 FAX 088-823-9138 メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	農業創造人材育成事業
事業種別	委託事業
事業の目的	青年農業者や農村女性などを対象に、ワークショップと先進事例を組み合わせたセミナーの開催、農村地域の活性化計画や活動計画の作成を通じて農業・農村の活性化に意欲あるリーダーを育成する
補助(委託等)対象事業の概要	<p>農業創造人材育成セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会・パネルディスカッションの開催</li> <li>○先進事例調査＋セミナーの開催(3ヶ所)</li> <li>○農業・農村活性化計画・活動計画の作成</li> <li>○成果発表会</li> </ul> <p>(委託内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記セミナー等の運営支援及び事務補助</li> </ul>
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO法人、その他企業、団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>委託金額 : 3,516千円</p> <p>委託対象経費: 人件費、旅費、需用費他</p>
申請手続き・申請時期	募集時期: 5月(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>農業振興部 環境農業推進課 担当者名: 矢野喜秋、西窪武久</p> <p>電話 088-821-4532 FAX 088-821-4536</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:160501@ken.pref.kochi.lg.jp">160501@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	ふるさと雇用再生土佐茶普及推進拠点整備事業
事業種別	委託事業
事業の目的	高知県産業振興計画に位置づく「土佐茶」の振興対策の一環として、「土佐茶」の魅力をPRするとともに、その飲み方とあわせて「土佐茶」を提供する場を設置し、県内はもとより全国に「土佐茶」の情報発信をする場を創設し、土佐茶の消費拡大に取り組む。併せて、障害者等を雇用することにより、障害者の社会参加の場として活用する。
補助(委託等)対象事業の概要	県内の土佐茶のおいしい入れ方と併せて土佐茶を提供する場(飲茶スペース)を創設するとともに、土佐茶が購入できる場(販売スペース)を兼ね備えた土佐茶のPR拠点(土佐茶カフェ(仮称))の開設、および障害者などの雇用によるその管理運営業務について、「ふるさと雇用再生特別基金事業」により業務委託する。
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO法人等 ※障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業の指定、および就労継続支援A型の指定を受けている事業者とする(予定)
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	【委託金額】26,752千円以内(H22年度) 【委託対象経費】人件費、店舗賃借料、厨房機器、リース料、消耗品費他 【委託期間】H22～23年度 【その他】「高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」に基づく委託業務 ※ 要件等 新規雇用の失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること 他
申請手続き・申請時期	募集時期4月(予定)
その他留意事項	帯屋町等の空き店舗を活用すること
問い合わせ先	農業振興部 環境農業推進課 担当者名 中山 俊弘、縄 砂恵子 電話 088-821-4535 FAX 088-821-4536 メールアドレス 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	豊かな環境づくり総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	県内の市町村等及びNPO等が、環境の保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する事業を総合的に支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	「高知県環境基本計画第二次計画」(H20.11策定)において示す5つの分野(地球温暖化への対策、循環型社会への取組(3Rの推進等)、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり)の県内で実施される事業であり、3つの社会づくり(低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり)を目指す取組に対して補助する。 (対象事業) ○地球温暖化防止県民会議推進事業 ○豊かな流域づくり活動支援事業 ○その他、特に知事が必要と認める事業
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等及びNPO等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率: ・市町村等1/2以内(1件当たりの補助金の範囲が100千円以上、3,000千円以下) ・NPO等定額(1件当たりの補助金の範囲が500千円以下)
申請手続き・申請時期	手続き: 補助金交付申請書を下記担当課まで提出 申請時期: 第1次募集期間4月上旬~4月30日(採択状況により追加募集あり)
その他留意事項	応募された事業は、審査会において各申請団体によるプレゼンテーションを実施し、事業の採否決定を行う。
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 上田(あげた) 電話088-821-4572 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	生き生きこうちの森づくり推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林環境税を活用して、県民生活に身近な森林において、県民が守り育てる森づくりのモデル的な整備を行う。
補助対象事業の概要	① 対象森林: 森林と人との共生林のうち、里山林・水辺林・景観林等として位置付けられた森林 ② 事業内容 ・人工林の間伐 ・竹林の改良 ・歩道整備等
補助対象事業者の種類	地域住民等で組織する団体
補助率・補助額・補助対象経費	・補助率: 定額 ・補助対象経費: 賃金、需用費等
申請手続き ・申請時期	・手続き: 最寄りの林業事務所に計画書を提出→内示→補助申請→交付決定→事業実施→実績報告 ・申請時期: 当該年度の9月頃に計画書を提出した後申請
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課課 担当者名: 出口(でぐち) 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	森林保全ボランティア活動推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林整備を実践する森林ボランティア団体の設立や間伐等森林保全活動を推進し、適正な森林管理を促進する。
補助対象事業の概要	① 新設のボランティア団体に対する機械器具等の支給 ② 木材利用に必要な機械器具の整備に対する定額補助 ③ 間伐等森林保全活動の実施に対して交付する地域通貨等での精算
補助対象事業者の種類	市町村、森林組合、森林組合連合会、こうち山の日ボランティアネットワーク
補助率・補助額・補助対象経費	・機械器具仕入れ経費: 限度額500千円 ・森林整備を実施した面積に60,000円を乗じた額 ・木材利用に必要な機械器具: 定額
申請手続き ・申請時期	・手続き: 最寄りの林業事務所に計画書を提出→内示→補助申請→交付決定→事業実施→実績報告 ・申請時期: 当該年度の6月頃に計画書を提出した後申請
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課課 担当者名: 出口(でぐち) 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	山の一日先生派遣事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林環境教育を推進するため、山の一日先生の派遣又は養成を行う団体に対して補助する。
補助対象事業の概要	小・中学校、放課後児童クラブ、保育園などで実施する木工クラフト、ネイチャークラフト、森林学習、間伐体験、しいたけ駒打ち体験など事業。
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体。
補助率・補助額・補助対象経費	(1)補助率 定額、10/10以内 (2)補助限度額 安芸、嶺北、中央西、須崎及び幡多林業(振興)事務所管内を中心に活動を行う補助事業者にあつてはそれぞれ400千円以内。 中央東林業事務所管内を中心に活動を行う補助事業者にあつては1,000千円以内。
申請手続き・申請時期	所定の様式により、6月1日までに(社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出。企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定。
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 中森 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に基づいた普及啓発に取り組む団体に対して補助する。
補助対象事業の概要	①森林保全活動等に関するもの(森林保全活動、林業作業体験等) ②森林環境学習等に関するもの ③都市と山村の交流促進等に関するもの(普及啓発・交流を促進する活動等) ④都市と山村の交流促進等に関するもの(県外参加者を対象とした交流を促進する活動等) ⑤木と親しむ取り組みに関するもの ⑥山川海の連携に関するもの(年4回以上の継続的な取り組み) ⑦森の案内人の養成に関するもの。
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体。
補助率・補助額・補助対象経費	(1)定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内) (2)補助限度額 上段のうち、 ①、②、③、⑤にあつては200千円以内 ④、⑦にあつては500千円以内 ⑥にあつては1,000千円以内
申請手続き・申請時期	所定の様式により、6月1日までに(社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出。 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定。
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 中森 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	幼少期における感動体験モデル事業
事業種別	補助事業
事業の目的	幼少期(10歳ごろまで)における、親子で様々な感動体験(自然・文化・社会体験)ができるような環境づくりを推進し、次代を担う子どもたちの育成を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>体験活動事業費補助金 市町村や民間団体が地域の資源を活用して通年で実施する事業に対し補助する。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少期の子どもと親を対象に、自然体験活動を主体として文化や社会体験に関する活動を年3回以上実施すること</li> <li>・体験活動を実施する場合は、参加者にアンケート等を行い、ガイドラインのチェックシートを参照して検証を行うこと</li> <li>・その他必要な事項についての資料提供及び県が実施する報告会等への参加協力を行うこと</li> </ul>
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村、法人、NPO、その他の団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>補助事業:市町村1/2、民間団体定額</p> <p>補助限度額:@500千円</p> <p>補助対象経費:補助事業に要する経費</p> <p>補助対象箇所数:6箇所</p>
申請手続き・申請時期	募集期間:4月上旬~5月上旬(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>教育委員会生涯学習課 担当者名 前島・山脇</p> <p>電話088-821-4629 FAX088-821-4505</p> <p>メールアドレス 310401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	家庭教育支援基盤形成事業
事業種別	委託事業
事業の目的	地域社会全体で子育てを支援するため、地域の人材の養成及び企業、NPO等と連携した学習機会の提供を行うとともに、市町村が実施する主体的な取組みを支援することにより、家庭の教育力向上を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	子育て講座実施委託料 NPOや民間団体の専門性を活かして、地域や学校等で子育て講座等の実施を委託する。
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO、その他の団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率:定額、 限度額:@200千円 委託料対象経費:事業に要する経費
申請手続き・申請時期	募集期間:5月中旬
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部少子対策課 担当 徳弘 電話 088-823-9640 FAX 088-823-9658 メールアドレス <a href="mailto:060501@ken.pref.kochi.lg.jp">060501@ken.pref.kochi.lg.jp</a>  教育委員会生涯学習課 電話088-821-4897 FAX088-821-4505 メールアドレス 310401@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち出合いのきっかけ応援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	少子化の一因である未婚化・晩婚化の対策のため、市町村等が実施する、結婚を望む若者を応援する「出合いのきっかけ応援事業」に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	市町村もしくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体が、地域資源を活用して、1回のイベントにつき、県内の20歳以上の独身男女各10名以上を対象に行う事業。
補助(委託等)対象事業者の種類 ※資格要件	民間の非営利団体については、以下の要件をすべて満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。</li> <li>・団体として独立した経理を行っていること。</li> <li>・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</li> <li>・暴力団でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 定額 【補助限度額】 300千円/企画 【募集企画数】 5企画程度
申請手続き ・申請時期	【企画提案書募集時期】 4月27日(火)から6月9日(水)
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部少子対策課 担当 吉村、東崎 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。